

自家用燃料供給施設整備支援事業助成（全ト協事業）

1. 事業趣旨

低廉かつ安定的な燃料確保に取り組む兵庫県トラック協会会員事業者（以下、「会員事業者」という。）並びに会員事業者を主軸として構成されるトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会（以下、「協同組合・連合会」という。）が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下、「増設」という。）を行う場合、兵庫県トラック協会（以下、「兵ト協」という。）を通じてその費用の一部を全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）が助成する。

2. 予算額

1億円

3. 助成対象

（1）助成対象事業

指定数量（1,000リットル）以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設又は増設を行い、**令和3年4月1日～令和4年2月28日までに**消防（市町村又は消防組合等）による危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。

※『新設』と『増設』の区別の考え方は、原則、消防法による「危険物製造所等の設置・変更許可書」により次のとおり判断する。

- 設置許可書：『新設』で申請
- 変更許可書：『増設』で申請

※『支払の完了』には、割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結及び物件の検収」を含む。

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

- ① 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- ② 転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
- ③ 既存の軽油専用タンクの修復及び補強
- ④ 中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
- ⑤ （新設の場合）貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合
- ⑥ （増設の場合）軽油の貯蔵量が増加しない場合

（2）助成対象者

会員事業者、協同組合・連合会

※ 交付申請は年度内1施設限りとする。

※ 過去（平成20～26年度、平成28年度～令和2年度）に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。

4. 助成額

軽油タンクの新設 100万円

軽油タンクの増設 30万円

ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

5. 公募期間（交付申請受付期間）

令和3年8月2日（月）～令和3年11月1日（月）

ただし、申請金額が予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

なお、公募期間内に助成金交付額が予算総額に達しない場合は、別途、実施要領により公募期間を設ける場合がある。

6. 申請方法・提出書類

(1) 交付申請：公募期間中に、助成金申請書（様式1又は3）に必要書類を添えて、誓約書（様式4）と一緒に提出。

(2) 実績報告：設備完成後に、実績報告書（様式6-1又は6-3）に必要書類を添えて提出。

実績報告書 提出期限

令和4年3月3日（木）までに「会員事業者」は兵ト協へ、「協同組合・連合会」は全ト協へ提出。

※ 上記(1)(2)の必要書類については、別紙1「令和3年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請時及び実績報告時の必要書類一覧」のとおり。

(3) 申請・報告先：「会員事業者」⇔ 兵ト協 ⇔ 全ト協
「協同組合・連合会」⇔ 全ト協

※ 申請から助成金交付までの流れについては、別紙2-1・2-2「令和3年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図」のとおり。

7. その他留意事項

(1) 交付決定通知（予定）日

（第1回）令和3年 9月22日（水）

（第2回）令和3年10月18日（月）

（第3回）令和3年11月22日（月）

(2) 緊急時における対応について（様式4号関係）

本事業の助成対象となった会員事業者及び協同組合・連合会は、本助成要綱並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、交付申請時に、緊急時において全ト協等からの要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書（様式4）を提出しなければならない。

8. 問い合わせ先

（一社）兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL：078-882-5556